



2026年3月13日

各 位

会 社 名 楽 待 株 式 会 社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 藤 江 良  
(コード番号：6037 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 部 部 長 菊 池 勇 太  
TEL. 03-6833-4576

## 募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2026年3月13日開催の当社取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、以下のとおり、有償ストック・オプション（第12回新株予約権）（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は割当対象者に対する報酬としてではなく、割当対象者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。さらに、各割当対象者は、それぞれ特別利害関係を有するため、自身に関する個別の審議について、当該取締役会の審議及び決議に参加していません。

### I. 発行の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社の取締役に対して、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

本新株予約権には、当社株価が一定の水準を下回った場合において、本新株予約権の行使を義務付ける旨の条件設定がされております。これにより、本新株予約権の割当対象者である当社の取締役が既存株主の皆様と株価変動リスクを共有するとともに、本新株予約権の割当対象者に対し、株価下落時には一定の責任を負わせることで、株価下落を招く企業活動の抑制につながり、新株予約権本来の効果である当社の株価上昇へのインセンティブを付与することが可能となります。

そのため、発行要項及び新株予約権割当契約にて、以下の点を定めております。

- ・割当対象者は、自己の意思により新株予約権の全部または一部の放棄をすることができない。
- ・「II. 新株予約権の発行要項」の第5項（1）及び（2）に定める場合を除いて、当社は、本新株予約権を取得することはできない。

加えて、本新株予約権について、割当対象者は、権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要しないため、退職等でこれら地位を保有しなくなった場合でも、行使義務は消滅せず、新株予約権を行使しなければならないこととなります。

また、本新株予約権の行使義務の発動水準を行使価額の70%に設定した理由は、当社の過去の株価変動性等を考慮し、当社の株価水準が行使価格の70%を下回る程の事態が生じた場合は、行使義務により責任を取るべきと判断したためです。

このように、本新株予約権の発行は当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと認識しており、本新株予約権の全てについて割当てが行われ、行使された場合、当社の発行済株式総数19,753,800株（2026年1月31日現在）に対する希薄化率は0.46%（小数点以下第三位を四捨五入）であり、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

### II. 新株予約権の発行要項

#### 1. 新株予約権の数

900個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式90,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

#### 2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個あたりの発行価額は、金2,121円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である茄子評価株式会社が、当社の株価情報等（評価基準日時点の株価（1,000円）、行使価額（1,000円）、予想残存期間（5.08年）、無リスク金利（1.63%）、予定配当率（1.29%）、株価変動性（36.15%）等）を

考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、これと同額に決定したものであり、当社は、当該金額は有利発行に該当しないと判断している。

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

#### (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権の発行に係る当社取締役会決議日の前取引日である2026年3月12日の東京証券取引所における当社普通株式の終値である金1,000円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに合併、会社分割、株式交換または株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

#### (3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という。）は、2026年4月10日から2031年4月9日までとする。

#### (4) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ② 新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権の行

使を行うことはできない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられた場合

イ 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）

ウ 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

エ 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

オ 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

カ 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

キ 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

ク 役員及び従業員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

ケ 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

#### 4. 新株予約権の割当日

2026年4月10日

#### 5. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該新株予約権者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

#### 6. 本新株予約権の強制行使

新株予約権者は、本新株予約権の行使期間中に、一度でも、金融商品取引所における当社の普通株式の株価終値の連続する21営業日の平均値が行使価額に70%を乗じた価額（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入するものとする。）を下回った場合、残存する全ての本新株予約権を行使期間の終期までに行使しなければならない。但し、上記3.（6）記載の本新株予約権の行使の条件を満たさない場合は、この限りではない。

#### 7. 本新株予約権の放棄

新株予約権者は、自己の意思で本新株予約権の全部又は一部の放棄をすることができない。

#### 8. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案



- のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記8.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記3.(4)に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記3.(6)に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件  
上記5に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
9. 新株予約権に係る新株予約権証券に関する事項  
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとする。
10. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日  
2026年4月10日
11. 新株予約権の申込期日  
2026年4月9日
12. 新株予約権の割当てを受ける者及び数  
当社取締役 4名 900個

以上